

## 子育て世帯の住宅取得(新築・建売)に助成します (次世代定住支援事業補助金)

【問合せ】地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎) ☎(43)3315

市内に夫婦名義の住宅がなく、新築または建売住宅を取得する子育て世帯や45歳以下の夫婦を応援するため、次世代定住支援事業補助金を交付します。  
該当する方は、下記の「②提出書類等」により期限までに必要とする書類を提出してください。  
提出書類は、市ホームページ(<http://www.city.semboku.akita.jp/egukitei/jisedai-teijyuhm>)に掲載しているほか、地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎2階)、角館・西木各地域センターに設置しています。

1 補助金の額	補助の種類	補助金額等	補助限度額
	定住世帯	1世帯 40万円	1世帯 20万円
	移住世帯	1世帯 60万円	
	子育て加算	18歳以下の子どもや高校等に在学する子ども1人につき 10万円	
	市内施工業者加算	市内施工業者が工事を行う場合 10万円	

2 提出書類等	対象者	提出書類	提出期限	添付書類
	平成30年4月1日以前に工事着手または売買契約をし、平成30年度に登記登録完了予定の方	①実施計画書	平成30年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶工事請負契約書または売買契約書の写し</li> <li>▶工事内訳明細書の写し</li> <li>▶工事概要がわかる図(位置図・配置図・平面図)</li> </ul>
		②次世代定住支援事業補助金申請書	平成30年4月1日以降速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶工事請負契約書または売買契約書の写し</li> <li>▶工事内訳明細書の写し</li> <li>▶工事概要がわかる図(位置図・配置図・平面図)</li> <li>▶市税に滞納がないことを証する書類</li> <li>▶世帯全員の戸籍の附票または世帯全員の住民票</li> <li>▶定住誓約書</li> </ul>
	平成30年4月1日以降に工事着手または売買契約をし、平成30年度に登記登録完了予定の方	①意向調査書	平成30年3月31日	
		②(工事請負契約後の工事着手前に)次世代定住支援事業補助金申請書	平成30年4月1日~12月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶工事請負契約書または売買契約書の写し</li> <li>▶工事内訳明細書の写し</li> <li>▶工事概要がわかる図(位置図・配置図・平面図)</li> <li>▶市税に滞納がないことを証する書類</li> <li>▶世帯全員の戸籍の附票または世帯全員の住民票</li> <li>▶定住誓約書</li> </ul>

## 環境保全センターからのお知らせ

【問合せ】環境保全センター  
(角館町園田) ☎(54)3305

### 平成30年度の「家庭ごみ収集カレンダー」について

平成30年度の「家庭ごみ収集カレンダー」は、今号の広報と同時に配布しています。

平成29年度と大きな違いはありませんが、年末年始・祝日の関係でいつもと収集する日が違う月もありま

すので、カレンダーをご確認のうえごみ集積所へ出してください。  
●角館地域 平成30年度版「家庭ごみ収集カレンダー」確認のお願い  
燃えるごみを出す曜日が、平成29年度のカレンダーと違うもの(違うグループ)が届いていましたら、お取り替えしますので環境保全センターへご連絡をお願いします。

### ごみ集積所の使用について

仙北市のごみ集積所は、町内会や自治会・住民組織等により設置され、管理運営されています。ごみを出す際には、これらの組織や市のごみ出しルールに従いご使用ください。

●仙北市のごみ出しルール  
▼必ず、午前8時前までにごみを集積所へ出してください。

ごみの収集は午前8時から開始します。回収するごみの種類や量によって、いつも来る時間より早く回収し終わる場合があります。  
▼必ずごみ袋に集落名・町内名や氏名を書いてください。  
袋に名前を書くことで、排出者が分かったごみに責任を持ち、適正な分

別を行ってもらうことを目的としています。集落名・町内名や氏名が書かれていないものや正しく分別がなされていないものは回収しないことにしています。

▼一度に大量のごみを集積所へ出さないでください。  
特定の方が一度に大量のごみを集積所に出すと、ごみが集積所内に入りきらないなど、利用している方々に迷惑をかける場合があります。一度に大量のごみを排出する場合は、市の廃棄物処理施設へ直接持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。

▼事業所や商店から出たごみは、市で収集をするごみ集積所へ出すことはできません。  
事業所や商店から出たごみは、排出者が自ら処理するか、事業所一般廃棄物の場合は一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。なお、産業廃棄物は、市で収集や処理はできません。産業廃棄物の収集運搬や処理の許可を持っている業者へお問い合わせください。

### 「仙北市ごみ集積所整備補助金」をご利用ください

地域の生活環境の保全や環境美化の推進を目的に、市で収集しているごみ集積所の建替や修繕に係る費用の一部を補助しています。ただし、その年度の予算額に達した時点で終了となります。

## 仙北市情報スペース開設しました

【問合せ】企画政策課  
(田沢湖庁舎) ☎(43)1112

市民に身近な場所からの情報提供を行うため、2月24日からタカヤナギワンダーモール(角館町上菅沢)の店内に仙北市情報スペースを開設しています。市からのお知らせのほか、ご自由にお持ちできるパンフレットも設置していますのでぜひお立ち寄りください。場所は北側入口(ガソリンスタンド側)から入店してすぐ左側です。  
※掲示するお知らせおよび設置パンフレットについては、市関係機関からのものに限りさせていただきます。



## 県内初！図書消毒機

【問合せ】学習資料館  
(角館町田町上丁) ☎(43)3333

学習資料館では、清潔・安全・快適に図書をご利用いただけるよう、図書消毒機を設置しました。紫外線を使って30秒で殺菌消毒することにも、風をあて、ページにはさまったゴミやにおいを取る図書専用の消毒機です。

平成29年に仙北市ゆかりの作家高井有一先生の旧蔵書が寄贈され、学習資料館で「高井有一文庫」として整理を進めています。図書消毒機はこれら貴重な資料を適正な保存状態で管理できるよう、ご遺族からの寄



付金で設置されたものです。県内初のサービスです。使い方がわからない場合は職員がお手伝いします。ぜひご利用ください。

## 軽自動車税は 毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます

【問合せ】税務課（田沢湖庁舎） ☎（43）11117

### 軽自動車税が課税されている車両の確認をお願いします

譲渡や廃棄をして車両が手元になりに課税されたままになっているバイクや軽自動車等はありませんか。車両を譲渡した場合や所有者が死亡した場合は、名義変更等の手続きをしないと前所有者や亡くなった方に軽自動車税が課税され続けます。車両を廃棄した場合は、廃車の手

続きをしないと軽自動車税が課税され続けます。名義変更・廃車等の届出先は車種によって異なりますので次の表を参考に手続きをお願いします。なお、今年4月1日が日曜日です。該当する車両がある場合は**3月30日(金)までに手続き**をお願いします。

車種	届出先
原動機付自転車 (125cc以下)	税務課、角館・西木地域センター、各出張所 <b>手続きに必要なもの</b> 《名義変更の場合》納税義務者と届出者の印鑑、譲渡証明書等
小型特殊自動車 (農耕・その他)	《廃車の場合》ナンバープレート、納税義務者と届出者の印鑑等 ※ナンバープレートを紛失・破損等の理由により返納できない場合は、弁償金200円が必要です。
ミニカー	<b>問合せ</b> ☎税務課43-1117

下記の車種の手続きについては、次の機関へお問い合わせください。

車種	担当機関
四輪軽自動車 軽二輪 (125cc 超 250cc 以下)	<b>角館地区自家用自動車協会</b> ☎ 53-2209 (角館町上菅沢 194) <b>軽自動車検査協会秋田県事務所</b> ☎ 050-3816-1834 (秋田市寺内字三千刈 463-3)
三輪軽自動車	<b>角館地区自家用自動車協会</b> ☎ 53-2209 (角館町上菅沢 194) <b>東北運輸局秋田運輸支局登録部門</b> ☎ 050-5540-2012 (秋田市泉字登木 74-3)
二輪の小型自動車 (250cc 超)	
雪上車	

## 市 税等の納付が より便利になります

【問合せ】税務課収納対策室  
(田沢湖庁舎) ☎(43)11117

平成30年4月以降に発行される納付書は、これまでの金融機関からの納付に加え、全国のコンビニエンスストア(コンビニ)、ゆうちょ銀行(東北6県内)、一部の電子マネーでの納付に対応します(利用可能なコンビニエーションなどは納付書裏面に記載しています)。手数料がかからず、より多くの場所・時間帯で納められるようになります。

※従来の納付書も、現行の金融機関、市役所各庁舎・各出張所で使うことができます。

- コンビニ・ゆうちょ銀行・電子マネーで納めることができる科目
- ▼市税・後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- ▼保育料・預かり保育料
- ▼施設などの使用料
- ▼墓地管理などの手数料
- ▼寄附金
- ▼賃貸料
- ▼物品などの売払金
- ▼育英奨学資金などの借入金
- ▼学校給食費

※右記科目に該当するものでも納付書にコンビニ納付用バーコードが印字されていないものは、コンビニ・電子マネー納付を、**㊤**マークが印字されていないものはゆうちょ銀行での納付を行うことができます。

●納付書様式が変わります  
コンビニなどの納付に対応する

ため、各納付書の様式が変わります。また、これまでは1冊に綴られていたが、今年度から1枚ずつに分かれた状態でお送りしますので、期別・納期限などよく確認してから納めてください。また、電子マネー納付を利用された場合、領収証書の発行は行いません。領収証書が必要な場合、コンビニ・金融機関・ゆうちょ銀行で納めてください。

●コンビニ・ゆうちょ銀行・電子マネーで納めることができない納付書

- ▼コンビニ納付用バーコードが印字されていないもの(ゆうちょ銀行は可)
- ▼納期限・取扱期限を過ぎているもの
- ▼破損、汚損等によりバーコードの読み取りができないもの
- ▼金額が訂正されているもの

※右記に該当するものは、金融機関で納めてください。

●市内店舗等一覧

- ▼ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン、デイリーヤマザキ各店舗
- ▼MMK端末設置店(タカヤナギワンダーモール店、タカヤナギグランドマーケット田沢湖店、NewDays ストック田沢湖駅前、NewDays 角館)
- ▼郵便局各局

## 夜間納税窓口を 開設します

【問合せ】税務課  
(田沢湖庁舎) ☎(43)11117

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために夜間納税窓口を開設します。

また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご来庁ください。

●日時/3月29日(木) 17時15分～19時  
※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

ター(正面玄関からお入りください)  
●4月2日(月)納期限の税目  
▼市県民税(普通徴収) 随期第1期  
▼国民健康保険税(普通徴収) 随期第1期  
▼後期高齢者医療保険料(普通徴収) 随期第1期  
※納税には口座振替が便利で安心です。各金融機関または、市役所税務課 地域センターにご相談ください。

## 仙 北市特別徴収専門員 を募集します

【問合せ】税務課  
(田沢湖庁舎) ☎(43)11117

市では、市税や市に納めていただく各種料金の徴収体制を強化するため、次のとおり特別徴収専門員を募集します。

- 業務内容/市税・その他各種料金の徴収業務、書類整備、訪問記録データ入力等
- 募集人数/特別徴収専門員5人
- 必要な資格等/普通自動車運転免許、パソコンの基本操作ができる方
- 求める人材/対人折衝・交渉・営業・一般事務等の経験がある方
- ▼市税・その他各種料金の滞納整理に  
対し熱心に取り組む意欲のある方
- ※募集開始の時点で仙北市の職員として勤務している方は応募することができ

- 雇用予定期間/4月1日～平成31年3月31日(勤務は4月2日からとなります)
- 募集期間/3月16日(金)～26日(月) 17時まで
- 面接日時/3月27日(火) 9時30分～
- 面接場所/仙北市役所田沢湖庁舎
- 申込方法/ハローワーク角館からの紹介状に履歴書を添えて、募集期間内に税務課へ持参してください。(郵送では受け付けません)
- ※採用は、面接により選考します。採用人数、雇用予定期間が変更になる場合がありますので、ご了承ください。

## 仙 北市水道お客様センター お問い合わせ先変更のお知らせ

【問合せ】上下水道課(西木庁舎) ☎(43)2296

4月1日から問い合わせ先が次のとおり変更となります。

- 【問合せ先】
- ▼【日中(8時30分～17時15分)】  
水道・温泉に関すること  
上下水道課 ☎43-2296
- ▼【夜間・土・日・祝日】  
水道・温泉に関すること  
☎54-23388
- ▼料金に関すること ☎42-8022

またはひとり親家庭の区分に該当すると思われる方(ひとり親家庭の区分は所得制限があります)や、その他不明な点がある方は、市民生活課国保年金係までお問い合わせください。

現在、**福祉医療費受給者証をお持ちの方へ**

## 福 祉医療からの お知らせ

【問合せ】市民生活課 国保年金係  
(角館庁舎) ☎(43)3316

4月に高校等へ入学する、またはひとり親家庭で3月に高校等を卒業する方へ

現在、有効期限が3月31日までの福祉医療費受給者証をお持ちの方も、新たに別の区分に該当する場合があります。

仙北市に住所があり、身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aをお持ちの方は障がい者の区分で、ひとり親家庭の15歳以上(高校生以上)18歳まで(高校等卒業まで)の方については、ひとり親家庭の区分で、引き続き福祉医療に該当する旨の通知を対象者に郵送します。

通知が届いた方は、お近くの市役所各庁舎・各出張所で申請をお願いします。申請いただいた月の初めから新たな区分で福祉医療に該当することとなります。

また、現在福祉医療費受給者証をお持ちでない方で、上記障がい者の区分

福祉医療費受給者証をお持ちの方で、次に該当する場合は届出が必要です。

- 届出が必要な場合
- ▼住所や氏名が変わったとき
- ▼ひとり親家庭ではなくなったとき(事実婚含む)
- ▼転出、死亡したとき
- ▼身体障害者手帳、療育手帳の等級が変わったとき
- ▼受給者証を紛失、汚損、破損したとき
- ▼受給者証の有効期限が切れたとき
- ※健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳(障がい者の区分で該当している方)、受給者証、印鑑をお持ちのうえ、お近くの市役所各庁舎・出張所へ届出してください。

現在、**福祉医療費受給者証をお持ちの方へ**

また、現在福祉医療費受給者証をお持ちでない方で、上記障がい者の区分

## 平成30年4月から 国民健康保険の制度が変わります

【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎(43)3316

### 都道府県が市町村とともに 国民健康保険を運営していきます

● 国保の課題 / 国民健康保険は、病  
気やケガのときに安心して医療機  
関へ行くことができるように、被  
保険者がみんなで支え合って成り  
立っている制度で、各市町村が運  
営しています。市町村国保の現状  
は、国保税収入よりも医療費等に  
よる支出が多く、財政運営が不安  
定になるリスクが高い構造的な課  
題を抱えています。

● 都道府県が財政運営の責任主体に /  
将来にわたって医療保険制度を守  
るため、都道府県が国保の財政運  
営の中心となり制度の安定化や効  
率化を図っていきます。

● 都道府県と市町村の役割分担 /  
《都道府県の役割》

▼ 財政運営の責任主体 ▼ 国保運営方  
針を策定し効率化等を推進、市町  
村への必要な支援・助言 ▼ 市町村  
ごとの標準国保税および事業費納  
付金を算定 ▼ 市町村に対し医療給  
付等に必要な資金を交付

《市町村の役割》  
▼ 国保事業費納付金を都道府県に対  
し納付 ▼ 国保被保険者の資格を管  
理し、保険証等の発行 ▼ 国保税の  
税率を決定し、税額を賦課・徴収  
▼ 保険給付の決定および支給 ▼ 保健  
事業の実施

### 変わらないこと (仙北市が行います)

- ▶ 国保の加入・喪失の届出(仙北市外への  
転居時も同様)
  - ▶ 医療給付・出産育児一時金・葬祭費等の  
申請・支給
  - ▶ 人間ドック等の助成金の申請・支給
  - ▶ 保険証等の発行に関すること
  - ▶ 国保税の賦課・徴収・減免等の相談
  - ▶ 特定健診等の保健事業に関すること
- ※以上のことは、これまでどおり住所のある  
役所窓口で受付します。

### 変わること

- ▶ 秋田県も国保の保険者となり、仙北市国保から秋田  
県国保になります。
- ▶ 国保加入者の資格を秋田県単位で管理します。
- ▶ 被保険者証(保険証)などの証書類が秋田県国保に  
併せて一部変更します。保険証等は、それぞれの一  
斉更新に合わせて新たな様式になります。各更新日  
までは、お手持の様式で使用できます。
- ▶ 秋田県内で転居する場合、引き続き国保加入の条件  
で高額療養費の該当回数を通算され、医療費の負担  
が軽減されることがあります。

## ご存知ですか? 職場等の健康保険に加入後は、 国民健康保険被保険者証は使用できません

【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎(43)3316

就職や扶養認定などで職場の健康  
保険に加入した場合、国民健康保険  
被保険者証を使用して医療機関等を  
受診できません。(職場の健康保険証  
がまだ手元に届いていない場合でも  
使用できません)

速やかに市役所各庁舎・各出張所  
の国民健康保険担当窓口で、国民健  
康保険を脱退する手続きを行ってく  
ださい。

医療機関等を受診する際は、必ず

「職場の健康保険に加入する手続き  
を行っている」旨を伝え、新しい健  
康保険証の交付を受けたら、速やか  
に受診した医療機関・調剤薬局へ連  
絡または持参してください。

職場の健康保険に加入後も国民健  
康保険被保険者証を使用して医療機  
関等を受診している場合は、かかっ  
た医療費(仙北市が負担した分)を  
返納していただくことになります。

## 国民健康保険加入者が 進学により転出される場合は手続きが必要です

【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎(43)3316

国民健康保険被保険者証は住所があ  
る市町村で発行するため、仙北市から  
転出の手続きをすると仙北市国民健康  
保険を脱退することになります。

非該当の手続きをしていただくよう  
お願いします。

● 続けるに必要なもの /

- ▼ 学生本人の国民健康保険被保  
者証
- ▼ 在学証明書ま  
たは学生証の  
写し(進学の  
方は、4月以  
降に提出願  
います)
- ▼ 世帯主の認印



## 退職後の国民年金の 加入手続きについて

【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎(43)3316  
大曲年金事務所 ☎0187(63)2296

退職後に厚生年金保険の適用事  
業所に再就職する場合は引き続き  
厚生年金保険に加入します。しか  
し、それ以外の60歳未満の人は国民  
年金に加入するための手続きが必  
要となります。また、退職した人に  
扶養されていた60歳未満の配偶者  
(夫・妻)についても、同様に国民  
年金の手続きが必要となります。

### 国民年金の第1号被保険者となる 場合

60歳未満で、自営業者およびその  
配偶者など(厚生年金保険や共済年  
金に加入する人やその被扶養配偶  
者以外の人)となる場合には国民年  
金の第1号被保険者になります。こ  
の場合には住所の市区役所また  
は町村役場の窓口で国民年金の第  
1号被保険者となるための手続き  
が必要です。

この手続きには年金手帳または基  
礎年金番号通知書、離職証明書など  
の退職日のわかるものを添付して届  
出します。

### 国民年金の第3号被保険者となる 場合

厚生年金保険や共済組合などに  
加入している被保険者(65歳以上70  
歳未満で老齢または退職を理由と  
する年金の受給権を有する人は除

く)に扶養されている20歳以上60歳  
未満の配偶者は国民年金の第3号  
被保険者となります。この場合には  
配偶者の勤務先経由で年金事務所  
に届出書を提出します。

### 国民年金の任意加入被保険者とな る場合

60歳以上65歳未満で老齢給付の  
受給期間が不足しているか、満額の  
老齢基礎年金が受けられない場合  
には、国民年金の任意加入被保険者  
となることができます。また、65歳  
以上70歳未満で老齢給付の受給資  
格期間が不足している場合にも任  
意加入被保険者(特別任意加入被保  
険者)となることができます。

年金手帳または基礎年金番号通  
知書を添付して本人が手続きを行  
います。

任意加入被保険者の保険料は、国  
民年金の第1号被保険者と同じで  
すが、保険料の免除制度はありません。  
また、65歳以上の特別任意加入  
被保険者は付加保険料の納付はで  
きません。

なお、任意加入被  
保険者の場合、年金  
保険料の納付方法は  
原則として口座振替  
になります。



## 待ち時間の短縮! スムーズな年金相談のため!

# 大曲年金事務所では、 予約制による年金相談を実施しています

### 予約申込方法

年金相談のご予約は、相談希望日1か月前  
からお電話でお受けしています。  
ご予約を受け付ける際には、相談者および  
配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談  
内容等について確認させていただきます。

- 年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号  
通知書)、年金証書、振込通知書などの他、相談者  
本人であることを確認できるものをご持参のうえ、  
予約時間までにお越しいただき総合相談窓口にお申  
し出ください。
- 代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要  
となります。
- ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡を  
お願いします。

### 予約時間帯

- ◆ 月曜日 8:30 ~ 18:00
- ◆ 火曜日~金曜日 8:30 ~ 16:00
- ◆ 第2土曜日 9:30 ~ 15:00

※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合があり  
ますので、あらかじめご了承願います。

### 予約申込電話番号

☎ 0187-63-2296

自動音声案内となっています。「5番」をお選びく  
ださい。

※電話の受付時間は8:30から17:00までです。  
(土・日・祝日、12月29日~1月3日を除く)